

会議録

平成 26 年 11 月 17 日(月) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 5 回総務・経済常任委員会

出席委員：竹田委員長、新井田副委員長、福嶋委員、又地委員、佐藤委員、吉田委員
平野委員、笠井委員、東出委員、岩館委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 2 時 27 分
事務局 山 本、吉 田

開 会

1. 委員長挨拶

竹田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第 5 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりであります。

なお、本日は午後 3 時から観光協会との意見交換会を予定しておりますので、議事進行等につきまして、特段のご協力をお願いしたいとこのように思います。

2. 調査事項

(1) <産業経済課>

・各種補助金及び助成金による経済効果について

竹田委員長 それでは、産業経済課の皆さん、ご苦労様です。

それでは、資料のページに沿って説明をしていただきたいと思います。各係り毎で区切って質疑をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

木村課長。

木村産業経済課長 皆さん、おはようございます。産業経済課の木村です。

きょうは、産業経済課所管の各種補助金及び助成金についての事務調査ということで、資料を提出させていただきました。一部、負担金及び交付金ではない科目のものもございますが、類することということで、記載した上での資料となっております。

また、後段、国の大きな農業改革の一貫として今年度創立しました、農業農村の多面的機能支払交付金制度について、木古内町も活用することを前向きに検討しているものですから、その制度概要と木古内町の検討状況について、後段説明させていただきたいと思えます。まずは、各種補助金及び助成金について、各担当より説明いたします。

竹田委員長 羽澤主査。

羽澤主査 農林グループの羽澤です。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、資料の1ページ目から3ページ目まで説明いたします。

それでは、資料の1ページ目をお開き願ひます。

予算科目で6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業総務費から説明させていただきます。

①番、JA女性部ふれあいフェスティバル事業補助金で、毎年1月に開催される「ふれあいフェスティバル」に対する活動補助金です。

事業内容につきましては、地産地消目的に地場農産物を活用したアイデア料理の提供や、被服手芸等を展示し、地場農産物の普及の推進を図っております。

予算額につきましては、2万3,000円に対しまして、実績額につきましては、27年3月を目処に補助したいと考えております。

②番、農村基盤整備事業償還金です。予算額501万7,000円に対しまして、実績額は501万6,792円の支出となっております。事業内容につきましては、基盤整備をした債務負担分で、平成11年度から平成26年度までの負担となっております。今年度で最終年となっております。

2ページ目をお開き願ひます。

予算科目で6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費です。

③番、農業経営基盤強化資金利子補給金です。予算額40万2,000円に対しまして、実績額につきましては、27年3月を目処に利子補給を予定しております。事業内容につきましては、農業経営改善計画を達成するために、農地の取得に対し、認定の業者に融資した農業経営基盤強化資金について利子補給を行います。対象の農家は7戸でございます。利子補給を行うことによって、農家経営の費用の軽減につながり、経営体の育成につながっております。

④番、農地保有合理化事業利子補給金です。予算額3万3,000円に対しまして、実績額につきましては、27年3月を目処に利子補給を予定しております。事業内容につきましては、担い手農家の農地取得の負担軽減を図り、農地集積を円滑に進めるために、新函館農協が農地保有合理化事業により取得する優良農地の取得資金として、貸し付けた資金の利子補給となっております。対象農家につきましては、2戸でございます。効果につきましては、前段と同じように利子補給を行うことによって、農家経営の費用の軽減につながりまして、経営体の育成につながっております。

⑤番、経営安定対策基盤整備緊急支援事業利子補給補助金です。予算額13万円に対しまして、実績額につきましては、26年12月に利子補給を予定してございます。事業内容といたしましては、昭和63年から平成13年まで行った土地改良総合整備事業、及び中山間地域総合整備事業の受益者負担の償還に伴う利子を国が4年間補助する事業で、27年度までとなっております。効果につきましては、利子補給を行うことによって、農家経営の費用の軽減につながってございます。

⑥番、担い手就農研修補助金でございます。予算額は13万1,000円に対しまして、実績額につきましては、26年12月に補助を予定してございます。農業の担い手育成を目的に、先進地での研修へ取り組むことで、技術の習得や優れた経営感覚など地域農業の発展に寄

与することが期待できることから補助いたします。研修者は、多田幸広さんの長男の多田利也さん、21歳でございまして、研修期間につきましては、10月20日から11月14日までとなっております。研修先につきましては、熊本県となっております。

続きまして、3ページ目をお開き願います。

予算科目で6款 農林水産業費、1項 農業費、5目 畜産業費でございます。

⑦番、南渡島地区乳牛共進会補助金でございます。予算額2万7,000円に対しまして、実績額は26年11月の補助を予定してございます。南渡島地区乳牛実行委員会が開催する共進会の補助金でございまして、26年度出陳頭数は37頭でございました。個体改良の意識の向上を高め、乳量と乳質の改善を図ることによって、安定した経営が図られることから補助を行ってございます。

⑧番でございます。家畜ふん尿処理適正化事業助成金です。

予算額5万9,000円に対しまして、実績額につきましては、27年3月に補助を予定してございます。堆肥舎施設を整備したものに対する利子助成でございます。対象農家は12戸で、事業完了は27年度となっております。効果につきましては、利子補給を行うことによって、農家経営の費用の軽減につながってございます。

⑨番でございます。畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助金です。

予算額につきましては、25万4,000円に対しまして、実績額については、27年3月に利子補給を予定しております。借入金の償還が困難な大家畜経営体の借入金を長期低利の畜産経営維持緊急支援資金に借り換えることによって、経営の維持と安定が図られる制度でございます。対象農家は3戸でございまして、事業完了は平成47年度となっております。

農林グループ所管補助金については、以上でございます。

竹田委員長 それでは、いま農林グループの資料の説明を受けました。これより質疑を受けたいと思います。

福嶋委員。

福嶋委員 1ページの②番について、ちょっとお聞きします。

農村基盤整備事業の償還金、この最後の金額でございますけれども、平成26年度期首残高495万6,031円、これがどうして27年は3月に払うと。26年度の期末に払うのだけでも、その差がどうしてそういうふうに差が付いたのか。

期首の26年度の当初予算の時に3月末、4月で495万6,031円、500万円利子がかかっているのだけでも。これ予算を見る時に、当初から27年度に3月まで払う時まで、利子をきちんと計算をして予算化をするでしょう。これ利子が上がったのですか、おかしいでしょう。なぜそうなったのかちょっと。

竹田委員長 羽澤主査。

羽澤主査 期首残高で495万6,000円につきましては、利子抜き額でして、予算額の計上につきましては、利子含みで501万7,000円ということで計上させていただいてございます。

竹田委員長 福嶋委員。

福嶋委員 ちょっと納得しないですね。いままで、この基盤整備をやるのに、平成11年から15年間やっているわけです。そうしたら、15年分の利子をきちんと見て、計算して残高見て何年度はいくら払う。そして、残りに対する利子分を計算して、当初予算から27年

度まで債務負担でやっているのですから。そうしたら、それを見ているのが当たり前でしょう。最後になったら、5万いくら利子がかかって足りなくなると。計算が間違っただのか、そういうふうにいままでやっていたのです。何かちょっと納得できません、いまの羽澤主査の説明で。期首残高490何万あったと。そうしたら、1年間で下がったら5、6万円利子がかかったと。これは最後まで償還金をする時には、最後まで払う時期に決算の最後に終わるのだと。その時まで、計算して予算化するのとは当たり前ではないですか。私はそう思うのだけれども、私の言っていることは間違っていますか。

竹田委員長 これは、期首残高というのは、要するに元金だということです。だから、予算計上は例えば起債もそうだけれども、元金があって利子があって、起債は利子と元金は予算になるけれども、これは元金と利息が含まれたもので予算計上しているから、いいのではないですか。

ただ、福嶋委員が納得いかないのであれば、その辺の資料含めて。

福嶋委員。

福嶋委員 元金はこれだけで、最後年度で1年残ったら5、6万円利子がかかったのだと、これならいいけれども。期首の残高でこれだけあって、わかりました。

竹田委員長 羽澤主査。

羽澤主査 すみません、説明が悪かったと思うのですけれども。期首残高につきましては、元金でございまして、元金と利子を含めたものが501万6,000円某というような数字ということとなっております。

(「関連」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 東出委員。

東出委員 15年間永遠と続いたこれが、ようやくこの26年度をもって終わるということで、行政のほうもようやく一つ農業関係に関しては、重荷が下りたのかなという思いでいるのではないかと思うのですけれども。

今後ちょっと先の話になって申し訳ないのですけれども、これを一つ終わったのですが、やはりいまの農家や農業情勢を見ると、大変厳しい現状化にあると思うのです。

その中で、これを終わって次のステップに行くために、何らかの方法をあなた方のほうでもっているのかどうなのか。これは、一つは首長の政策に係わってくるだろうけれども、原課としてこの大きな部分は終わったのだけれども、終わってやれやれで終わってしまうのか、それとも次の方策を何か描いているのか、その辺ちょっと考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 この農村基盤整備事業の償還金につきましては、東出委員がおっしゃったとおり、いままで15年間おおよそ平均で3,000万円ちょっと償還してまいりました。

これについては、ご承知のとおり、昭和60年代からはじまりました土地改良総合整備事業と、平成になって施工しました中山間地域総合整備事業の負担金相当額ということで償還してまいりました。

この間、土地改良総合整備事業から見ますと、もう20数年経っております。そういうことで、農業基盤については、かなり老朽化しているということもございます。

町としましては、まず一つが後段説明させていただきます農業農村の多面的機能支払交

付金制度で、軽微な補修も含めて対応して行きたいというふうに考えております。

また、大きなものにつきましては、いま現在生産者並びに渡島総合振興局の担当というところ協議しているところがございますが、新年度以降の施工に向けて検討しているところがございます。この間、生産者には老朽箇所の事業量や事業費などのアンケートなどもとってございますし、渡島総合振興局とはどの事業を活用すれば町、あるいは生産者にとって有利だろうか。あるいは、木古内町に合った事業だろうかということを協議してございます。それらを踏まえた中で、次年度以降の事業展開についてさらに検討した上で、決まりましたらまた皆様方にご審議いただきたいというふうに思います。以上です。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 いま振興局並びに例えば一例を見ますと、各用排水の話も少し出ていたけれども、そうするとそういう用排水の組合等の協議もあるのだろうけれども、それはハード面ですよね。ハード面はハード面として、これは私も理解するのだけれども、やはり何とかソフトという面になるのかどうかわからないのですけれども、各農家にやはり満遍なくできるような政策をとっていかなければならないのではないかなと私は思うのです。

こう見ますと、これはいま米の関係だけですよね。いままでやってきた補助事業、土地総だとかそのような部分では用排水、それから田んぼの基盤整備等々だったと思うのだけれども、やはりソフト面と私そういう表現をしたのは、例えば米のほかに畜産もあり、それから野菜生産もあり、トマト・ニラ・ホウレンと二つも三つもあるのだけれども、やはりそれらのほうにも目を向けてやらなければならないだろうと思うのです。それが、例えば簡単な話で言えば、今後の取り組みの中であなた達はどう考えるかはわからないけれども、私なりに考えてみた時には、やはり農家全体に満遍なく浸透するような方法。

一例をあげれば、ホウレン草の種の種子の1割を補助してあげるだとか、トマトの苗の単価に対して10%補助をするだとか、何とかやはりそういう部分で、少しはやはり農家のために手助けになるようなことも私は必要だろうと思うのです。ということは、やはりいまは肥料が高くなっている燃料が高くなっている、まして人件費が相当なウエイトを占めるのですよ。いま748円ですよ。そこの位置へきて10年選手も昨日きょう入った1年生であっても、748円というのは払わなければならないのですよ。「あなた仕事できないから730円にしてください」とこうならないのですよ。かと言って、手の利く人に対して750円、60円払うのはこれは生産者個々の考え方なのだけれども、やはりいろんな面で、生産者はコストの面で相当あれしているものだから、先ほど一例としてあげたのだけれども、そういうソフトというかハードも大事です。がしかし、両面的に考えていかなければならないと思うのだけれども、その辺の部分で理解してもらえるかどうか。

竹田委員長 ちょっといまの件、やはりいま基盤整備の事業に対する質疑であって、これからの基盤整備を含めた部分は先ほど木村課長が言ったように、「軽微のものについてはこのあと出てくる多面的な機能支払交付金事業でもできますよ、大きな事業については、振興局といま協議をして来年以降事業展開」。これは、生産者の意見を聞きながら取り組んでいくということだから、ぜひこの部分は一般質問等でぶつけていただければと。

又地委員。

又地委員 いま同僚委員からいろいろ、農業基盤整備事業が償還金の部分では今年度で終わるということで、私はこれはツーカーの債務負担行為をずっとしてきたのですね。例え

ば、これからいま同僚委員が言うように「農家の人に満遍なく」ということなのだけれども、はたして町負担も投入できるような満遍なくサービスができるのかどうかというところにも疑問があります。

平成 11 年からやってきたけれども、これはツーカーなのですよね。国から来て入って、そして出してやるという部分で、ツーカーの部分で、大した一般会計の負担もそんなにもなかったと。私はそんなふうに理解をしている中で、いま多面的機能支払交付金を将来、来年度から上級官庁と話を詰める中でどんな形になるのかと。それは、やはり見ないとだめですよ。例えば「農家の人方に満遍なく」とこう言われて、一般会計をどんとつぎ込むような状況にあるのかどうかということになれば、これは不公平感もありますよね、町民に対しての。その辺も十分考慮する中で、この多面的機能の支払交付金をどうやって活用していくかという部分だと私は思うのですよ。満遍なく例えば、従来もハウスの部分であっても、それから母牛の件であっても、結構やってきたにはやってきたのですよね、政策として。その辺も考えながらようやく終わる中で、また同じようにどんとつぎ込む財源があるのかどうか。これは、やはり国の政策を見ながら、どれだけそうしたら我が町として一般財源をつぎ込んで、満遍なく農家の人方にサービスできるかという部分もこれはかなり考えていかないと不公平感も出ると私は思うので、その辺も十分吟味した中で政策に取り組んでいただきたいというふうにお願いしておきます。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 私は、この辺ちょっと委員とちょっと対峙してしまうのだけれども、私は一般財源かなというふうに私は思っているのですけれども、その辺は自分の間違いかなと思っているのですけれども。そうであればあるように、私は前段こだわったのは、「政策の部分では何もそっちにいま聞きませんよ」と。「ただ原課として、こういうような方法も一例としてどうですか」という投げかけなのです。ただ、財源的には一般財源ではなかったですか。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 今年度で終了する償還金については、一般財源でございます。

また、東出委員がおっしゃった酪農・畜産・野菜関係につきましては、又地委員もおっしゃっていましたが、この間野菜振興会や酪農・畜産振興会などと協議した中、あるいは知内町と歩調を合わせた中で、ハウスの助成事業なり、あるいは雌牛の導入事業なりを行っておりますし、また今回の資料でも記載されておりますように、利子補給金や各種助成金で対応しているものがございます。

また、今後の展開について、まだまだ農政の振興のためということだと思っておりますので、これについてはさらに野菜振興会や、酪農・畜産振興会などと協議してまいりたいと思っております。

それと、又地委員のおっしゃる基盤整備事業で、町として負担が耐えきれぬかどうかということでございます。

一つは、農政サイドから見る視点が必要だと思います。やはり、費用対効果ということで、かける金額に対して将来的に農業がそれ以上に振興しなければならないということで、それはそれぞれの分野を踏まえた中で、水稻なり酪畜なり、施設野菜なりを踏まえた中で、どのような木古内町の農業の将来像があるのかということを中心に踏まえた中で、検討

していかなければならないというふうに思っています。

もう一つは、財政的な視点です。国及び地方の財政の方向性を踏まえた中で、木古内町として長期間の財政運営がきちんとできるのかどうかということを経済部局と相談しながら、一般財源についてどの程度農業分野に充当できるのかということを経済しながら、対応して行きたいと思えます。以上です。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 1 ページの 1 点目、JAの女性部フェスティバル事業補助金、私はこの補助金が云々ではないのです。

新幹線絡みで随分木古内の町を売るために、PRするために、PRを一生懸命やっている最中の中で、農家の人が女性部が結構いろんなものをフェスティバルで出してくれるのです。これを、女性部の人が作ってくれているものを、新幹線絡みの中で特産品開発につなげていけるような要素がないのかどうか。その辺、せっかく女性部の人が集まって、美味しい漬物だとかいろいろフェスティバルに出してくれている。町の中には特産品開発の部門もあるのだけれども、せっかく毎年やっているフェスティバルの事業の中で、何とか木古内の名物みたいなものに行政が力を貸してやって、引き上げてやれるようなものがないのかなとそんなふうに思っているのですけれども、この辺はあれですか。行政の力で、何とかかなりそんなものがないのかどうか。ちょっと毎年ただズルズルベッタリやっているというのではなくして、「すごく良いものができたな」、この部分はもう少し行政が力を貸してやって、引き上げてやれるようなものがないのでしょうか。その辺どんなふうに捉えていますか。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 又地委員がおっしゃる趣旨は理解できます。この間、おみやげ品開発事業に関連して 2 回くらいですか。JA女性部をお招きして、ふれあいフェスティバルに出展した商品と申しますか、その説明なりさせていただいたことがございます。

残念ながら、それがおみやげ品とか、あるいは飲食店の開発につながるということにはならなかったのですけれども、そのようなことをしております。

また、今年度につきましては、観光交流センターの事業の関連で、新幹線振興室のほうの業務になるのですけれども、そちらのほうでふれあいフェスティバルと特産品の開発ということで、また対応を行っているので、詳細は自分のほうで少し承知してないのですけれども、そのようなことを行っているということをお伺いします。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 平野委員。

平野委員 議事進行と言いますか、担当課の説明の仕方でもっとお話をさせていただきたいのですけれども、予算委員会で全部やっているのですよね。

いまの又地委員が聞いている部分も予算委員会で、こういうイベントを踏まえて、今後どういうふうに新幹線のおっしゃるように駅の開業に向けて活かせるような流れを作りたいということに対しての説明が、いま聞かれて言いました。きょうの事務調査の内容も、例えば利子補給のこれ予算でやっているの記載のとおりでいいと思うのです。これ 1 件ずつ説明する必要もなく、大事なのはこの「2 万 3,000 円をこのようなイベントに補助を出したので、どういう成果がありました。今後どういう成果につなげていきます。」と

いう説明をきちんとすれば、質疑なく終われますよ、はっきり言って。今後、これから漁業・商工にいきますけれども、その辺の説明をきちんとしてほしいと思います。以上です。

竹田委員長 佐藤委員。

佐藤委員 簡単に、質問いたします。

⑥番目の担い手の関係なのですが、本当にこれから若い人達が意欲的に研修をしてこられるということでございますので、大いに頑張ってもらいたいなというふうに思っております。

ここで、多田さんという若い人ですけれども、10月20日から11月14日の約1か月弱、熊本のほうに出ておりますが、おそらく多田さんにおかれましては、褐毛の研修だろうというふうに私は思っているわけでございます。

そんな中で、いま担い手の問題は私が申し上げるまでもなく、新聞紙上でもいろいろ言われておるわけで、この関係については、道のほうの担い手の関係でそういう対策が何かなかったのかどうか。これは、いま町のほうで13万1,000円という補助金ですけれども、この関係で道のほうでは全くそういう対応というのは何もないのですか。それを1点。

もう1点は、約1か月弱研修されてくるということなのですが、一体この研修期間でどのくらいの経費がかかるのかわかれば。以上です。

竹田委員長 羽澤主査。

羽澤主査 佐藤委員のご質問なのですけれども、1点目としまして、道の補助金ということですが、今回の視察研修に係る道の補助金というものはございません。そのほかに、担い手ということであれば、青年就農給付金だとか昨年度まで木古内町でも受給していたかたがいらっしゃいますけれども、年間150万円ということで、独立経営なりした場合に150万円の給付は受けられる制度などもあります。今回の就農に対する研修の補助金というものは、道の事業ではございませんでした。今回の事業については、町独自でやっております。

それと、2点目なのですけれども、今回の研修に係る費用なのですけれども、前段補助申請のほうをいただいております。金額が出てございます。事業費につきましては、11万820円となっております。当初予算で見込んでいた時よりも、若干なりの経費が圧縮されて、11万820円の事業費ということとなっております。以上です。

竹田委員長 それは違うのではないですか、いまの事業費が。正しいのですか。

羽澤主査。

羽澤主査 これから、先日多田さんのほうが帰省されましたので、今後実績報告等が上がってきまして、実際の金額が確定するというような内容でございます。

竹田委員長 実績額ではなくて、計画。例えば、「熊本に研修に行くのに、全体で例えば交通費を含めて40万円かかるよ」と。「そのうち13万円を補助します」と、そういうものではないのかなと思うのだけれども、ただその辺は担当課で把握していないのだろうか。だから、13万1,000円の根拠、ベースがあって13万1,000円と出てきていると思うのだけれども。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 35 分
再開 午前 10 時 41 分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

羽澤主査。

羽澤主査 大変申し訳ありませんでした。

担い手研修補助金の事業費につきましては、全体で 32 万 8,000 円となっております。そのうちの 2 分の 1 が J A で助成しまして、残の 8 割を木古内町で助成するというような内容となっております。以上でございます。

竹田委員長 佐藤委員、よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、次に進みます。

次は、4 ページです。まず、水産関係 4 ページと 5 ページの説明を求めます。

それでは、堺主査。

堺主査 堺です。よろしく願いいたします。

まず、4 ページをお開きください。

予算科目、6 款 農林水産業費、3 項 水産業費、2 目 水産振興費でございます。

①漁業近代化資金利子補給金ですが、予算額 9 万 8,000 円に対し、実績額は上期分で 1 万 2,842 円が支出済みです。下期については、1 月に支出予定となっております。上期分の支出については、対象件数は 2 件となっております。事業については、漁業近代化資金助成法に基づく漁業近代化資金を貸し付ける融資期間に対し、予算の範囲内で利子補給をしております。これについても、今後も継続して行い、漁家の安定経営を図って行きたいというふうに考えております。

②番、ウニ人工種苗購入事業補助金でございます。予算額 250 万円に対し、実績額も同額となっております。事業期間は、8 月 21 日から 10 月 19 日までとなっております。これは、ウニ人工種苗 20 mm のものを、25 万粒町内地先海域の増殖適地に放流しています。全体事業費は、540 万円となっております。この事業を継続して行うことにより、漁家の経営の安定が図られております。また、放流地区と粒数については、記載の表のとおりです。

③アワビ人工種苗購入事業補助金ですが、予算額 50 万円に対し、実績額も同額となっております。事業期間は、7 月 30 日の 1 日で終了しております。これは、アワビの人工種苗 45 mm のものを、1 万粒町内地先海域の増殖適地に放流しています。全体事業費については、121 万 5,000 円となっております。この事業を継続的に行っていることにより、漁家の安定が図られております。また、この放流地区と粒数についても、記載の表のとおりとなっております。

②番・③番についても、これからも漁家の安定が図られることから、継続して行っていくというふうに考えております。

④番、ホタテ養殖漁家安定資金利子補給金でございます。予算額 2 万 6,000 円となっております。こちらは、1 年分の利子補給となることから、1 月に支出予定です。対象件数は

3件となっております、利子補給額は2万5,762円となっております。これは、24年の高海水温被害により行っている事業でありまして、これも継続して行う必要があると考えております。

次に、5ページをお開きください。

ホタテ・コンブ養殖施設整備事業委託料ですが、委託先は上磯郡漁業協同組合へ委託しております。予算額1,047万円対し、実績金額は1,022万3,280円となっております。事業期間は、9月10日から12月20日となっております。ホタテ養殖施設40基、コンブ養殖施設17基、資材・施設設置については記載のとおりです。なお、この事業については、平成26年度で終了となります。この事業を行うことで、ホタテ・コンブ養殖漁家の安定的な水揚げにつながっております、漁家の経済の安定が図られたというふうに考えております。

続きまして、6ページからは商工になりますが、続けて行ってよろしいでしょうか。

竹田委員長 水産でまず質疑を受けます。

それでは、一応水産関係について説明を受けましたけれども、これより質疑を受けたいと思います。

又地委員。

又地委員 最後に「漁家の安定に寄与している」と、こう言っています。寄与している証拠は言わないのですか。これは、漁組に行って事務調査をやればわかることなのだけでも、ずっと長くやっているのですよね、例えばウニだとかアワビに関しては。そうすると、担当としては「去年はこうだった、ことはこれだけでした」とそういう報告はしないのですか。それでないで経済効果を私達はわからないでしょう。漁家の安定に寄与したって、それは言葉だけであって、私達には数字が見えてこないのです。その辺整理していますか、きちんと。これは、もうずっと長くやっている事業なのです、補助金で出しているのです。そうすると、例えば「去年はこうだった」、ウニなんてもう終わっているのだから。「去年はこれだけの水揚げがあった」と、「だけれども、ことはこうでした」と、増えたのか減ったのか。減ったとしていれば、言葉で言っている「寄与した」という言葉に当てはまらないのですよね。漁家がそれぞれ、年収が増えていないと意味がないのですよ。それで、みんな議会も一生懸命になっているのです。その報告がないということは、何もあれですよ。担当課の仕事になっていないですよ。その辺整理していますか。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 まず、内容的な部分が足りなくて申し訳ありません。

魚種的に補助対象という部分で見ますと、まずウニについては、昨年同期の部分では数字で言うと9.4tの水揚げがありました。今期はウニの漁獲は終わっておりますが、昨年よりも1.1tほど少なく、8.25の漁獲です。単価が少し良かったために、金額的には56万7,000円の増となっております。

それと、町の補助金をもって対応してもらいましたホタテについても24年の高水温の影響を受けました。昨年同期と比較しますと、116.2tの水揚げでありましたが、今回は29t増えました。145.5tと金額的には、560万円ほど増となっております。

アワビについては、これから冬場の漁獲となります。現在のところは、まだ420kgの漁獲しかありません。

最大の漁家の還元されているというような意味合いですけれども、これはウニもアワビも長く種苗放流をしてきています。これは、なぜ種苗放流の対象として町の補助対象になっているかという、1日も早く漁協というか組合として企業化をしてほしいと。なかなかウニについては、24年の高海水温の影響を受けて昨年・ことしと水揚げはかなり少ない状況となっております、24年の高水温が長年の海の回遊というかそういう水温がとても特異的な部分がありまして、その回復を見るためにも企業化になるまで町の補助金を投入していきたいと。

その中で、二ついま栽培漁業というのがありまして、二つの部分があります。まず、北海道的には海洋型のヒラメ・クロゾイ、これに日本海でやっているニシンという海洋型の栽培漁業と、木古内の場合はもう一つある定着型漁業というか、栽培漁業の2種類があるのですけれども、要は木古内は平磯の部分。海岸線14.5kmありますが、そのうちの7割・6割以上が平磯の先端を利用したウニとアワビの適地があると。それを使っていかなければ浜は伸びないというような理解の中で、企業化になるまで、この高海水温の影響を受けながらですけれども、やはり1年で失敗してしまうと次のほうのものが継続しないと。そういう中から、町の事業の対象ということを見せてもらっています。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 漁獲高については、毎年資料を出していただいておりますので理解しております。そんな中で、又地委員と同様の見解の質問になると思うのですけれども、先ほど農業の関係で東出委員が質問したとおり、幅広く漁師さん全体に行き渡っているのか。先ほどから言うように、「安定、安定」と言うことは、例えばウニ・アワビをメインにやっている人は安定しているのかもしれませんが、漁獲高が上がると。ただ、それ以外の人達はどうか。毎年町政懇談会に行くと、「ウニ・アワビばかりお金を使って、ほかのものはどうなんだ」と声は届いていると思いますけれども、漁業者全体に安定をさせるために個人のそれぞれのデータをとったりして、それに反映させたこの予算付けで執行しているのかどうかという部分を真剣に考えていただきたいなというのと、いま現在の見解があればお聞きしたいなというのが1点目です。

それと、これも予算委員会の時に話してますけれども、ウニ・アワビにいまの藤谷主幹の説明のとおり、平磯に力を入れてやっているのだということは理解します。その上で、予算に反映されて漁獲高が海水温によりますけれども上がっているというのも理解します。

そんな中で、「漁業者の安定」、言葉は良いですよ。それを求めるのももちろん町としてわかるのですけれども、せっかく予算投入しているわけですから、当然このウニ・アワビを木古内町の特産品としての展開を目指してほしいという意見を毎年伝えていると思うのですけれども、これは行政だけが走ってもなかなか進まないことで、毎度話していることで、漁組との連携が大変重要だと思うのです。漁組に限らず、農業であればJA、商工であれば商工会と、この連携が非常に不足しているなという感じる中での毎年の予算委員会のお願いなのですけれども、いまも「安定」という漁業者の経済の安定という言葉は出てきましたけれども、残念ながらこの特産品についての要望している見解のお話がなかったものですから、その辺の見解と言いますか、今年度実績を踏まえた上での見解をお知らせいただきたいと思います。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 1点目の全組合員のほうに行き渡っているかということなのですが、現況でいま組合員は37名しかおりません。その中で、ウニの部分の係わっている部分というのは、人工種苗の中間育成を含めまして、ざっくりですけれども約7割のかたがウニの漁獲の対象になっておりまして、まずこの部分が漁業者。よほど老齢のかたは別にしまして、6割から7割強の部分に係わっているという部分です。

町が特に先行させていただきましては、養殖施設です。これは、ホタテとコンブの養殖施設がことしの26年で100基、100基、200基が終了することとなります。

一番漁業者の不安は、昭和53年とかその時代にかかなりの養殖施設を入れたのですが、それも30数年経ちまして、そういうものが老朽化をして、一番不安になっている部分をまず解消させてやると。そのことによって、いま生産を上げると。ホタテの養殖関係も一時、24年でだいぶその後2年間水揚げがないということで、昨年からはコンブの養殖も併用してやっています。

最初当初は、ホタテの養殖施設を100基やってからコンブ養殖を100基やるという部分ですが、コンブは1年でお金になるということで、複合的にコンブとホタテの整備を進行させているとか、そういう緊急的にまず漁獲は上げるという部分の話を漁協から聞いて、その調整をしながら実施をしております。

ようやくこれから効果が出てきて、安心しながらいままでホタテ専業だったのがコンブと合わせて水揚げをしていると。これからはそういうような方向になるというふうに漁協のほうから聞いております。

肝心なのは、「特産品になっていないではないか」というご指摘ですが、担当としてもまさに私もそのようには思いますが、ウニについてはまず実際的には皆さんが購入されるよりも浜のほうの価格崩壊が進んでおりまして、キロあたりの単価で言いますと、500円、600円の世界です。それを、その単価のアップができないかという部分は漁協と話をすると、やはり時期的に「夏場に一斉に出す」と。漁期もありますけれども、そのみぎり改善をして、時期の1月とか2月に出すことはできないだろうかとか、そのようなことに関しては、若い組合員のかたとお話をしながら企業化に向けて、将来そのような計画も立てて、対応したいというのがいまの現状です。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 せっかく組合員の件数が37件で、ウニが7割というお話をいただきましたので、アワビについてとホタテ・コンブについても、対象の件数を教えてください。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 申し訳ありません。机のほうに行けば資料があるので、少し時間をいただいて。

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

又地委員。

又地委員 同僚委員からも例えば特産品云々の話も出ただけけれども、例えばというより

も、地元で取れるウニなりアワビを町民にもっと食べてもらうという方法をとらないとだめではないのかなと。町民も「ウニ、ウニというけれどもいつ取れているのかな」と。アワビだって同じです。そうすると、「値崩れ云々の問題」をちょっと言っていたけれども、町民に直販する時期、「例えばウニはいつから捕ります」と。そうすると、町民にも「浜に売りますよ、アワビもしかり」、そういうPRは必要ではないのかな。私、何となくこれから特産品開発云々だとかと言っている中で、木古内のウニなりアワビを町民が食する機会というのが少ないと思っているのです。そういう意味では、町民にもっと食べてもらうという必要があるのではないのかな。その辺どうですか、担当課として。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 私も全く同じ意見です。多く言われるのは、転勤されて木古内に来るかたが、「木古内に来たら海がある」と。「木古内のものが一切食べる機会がない」というのがよく耳にしておりますので、又地委員の言われたことは最もだと思ひまして、その機会をぜひ次の19日の漁組の云々もありますけれども、専務に十分伝えて、その機会が起こるようにお願いをさせてもらいたいと思ひます。

竹田委員長 ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 なければ、水産関係については資料をまず。

その間、商工を進めても大丈夫ですか。

それでは、次に商工関係について、ページ数は6ページから。

堀主査。

堀主査 それでは、6ページをお開きください。

予算科目、7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費でございます。

①番、木古内商工会補助金ですが、予算額484万円で、こちらはもう既に概算払い済となっております。事業期間は、4月1日から3月31日までの1年間となります。これは、商工会職員の人件費補助を行っており、7割に相当する額を補助しております。

次に、予算科目、2目 商工振興費でございます。

②中小企業融資信用保証料補助金ですが、予算額66万5,000円となっております。実績としては、今年度10月末現在では、1件で6万1,875円となっております。事業期間は、4月1日から3月31日までの1年間となります。保証料の算出方法は、記載のとおりでございます。

③中小企業融資利子補給補助金でございます。こちらは、予算額68万1,000円となっております。こちらは1月1日から12月31日分の利息に対し、利子補給するものであることから、1月に支出予定でございます。貸付利率2.75%のうち、補給率は2%となっております。

②、③については、今後も中小企業の安定した資金運営ができるよう、今後も継続して行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、7ページをお開きください。

④プレミアム商品券補助金ですが、事業主体は木古内商工会で行っております。予算額は、600万円で、実績額は481万8,000円となっております。事業期間は、4月20日から7月31日で、商品券は全て1,000円券での販売となっております。これは、1セット1万

円で販売しており、1万2,000円分の商品券が入っております。

実績としては、販売総数3万6,000枚のうち、2万9,158枚を換金しております。これに対する補助金、これが481万8,000円となっております。販売した商品券の使用先は、記載のとおりです。こちらは、町民が消費税増税なりの町外流出を防ぐ目的と、町内の商工振興を図るために行った事業であり、こちらは町民還元というか町民も積極的に購入し、町内での販売が図られたというふうに考えております。

続きまして⑤番、第31回ふるさと産業まつり補助金ですが、こちらは事業主体は実行委員会となっております。予算額については、15万円で概算払済でございます。事業実施を11月3日に開催予定でしたが、当日は悪天候となり、強風のためテントを維持することが危険と判断し、中止しております。

なお、代替といたしまして、11月5日に役場駐車場において、臨時即売会を開催しております。こちらは、大盛況となりまして、町民のかたは喜んでいたというふうに思います。

全体事業費は、30万円となっております、補助金のほか、漁協・農協・商工会がそれぞれ5万円分の負担で運営しております。

次に、8ページをお開きください。

3目 観光推進費について、説明いたします。

①木古内町観光協会補助金ですが、予算額62万円となっております。こちらは、既に概算払済です。事業期間は、4月1日から3月31日までの1年間となっております。観光協会においては、木古内町の自然、文化、歴史を活用した観光イベントを実施するなど、木古内町の観光を担っている団体であります。

また、平成22年度より地域産業と連携した体験型観光の推進にも取り組んでおりまして、地域の活性化が図られているというふうに考えております。補助金の主な内訳としては、記載のとおりとなっております。

②寒中みそぎフェスティバル補助金、及びきこない咸臨丸まつり補助金については、予算額は記載のとおりです。事業主体はそれぞれ、実行委員会で行っております、補助対象経費は、会場設営費とイベント経費のみ補助対象としております。この事業については、多くの町民が参加しておりまして、町外から観光客もたくさん入ってきているため、継続的な開催が必要と考えております。以上でございます。

竹田委員長 それでは、質疑を。

平野委員。

平野委員 平野です。

まずをもちまして、今回の補助金の説明に対しての質疑ということで、ちょっとそぐわないかもしれませんが、農・漁と同様の質疑がされてきたので、商工についても同様の質問をさせていただきたいと思っております。

まずをもって、今回商工のほうなのですけれども、⑤番まであります。その他の補助といたしましては、各種物産店だだりりの出展等に係る経費についても予算計上されておりますが、それはあくまでも木古内町のPRプラス一部の企業だけの補助だと考えます。

その中で、商工会の職員の補助金、また農・漁でもあります利子の保証料ですか。それ以外についての、④番は何年かに1回の、ことしについては特別にこの予算を計上していただいたと。その成果については、いま説明があったとおりだと思いますけれども。

⑤番については、産業まつりが今後いままでは商工・漁協・農協が事務局で持ち回りをしていましたけれども、次年度からは行政が担当の事務になるというお話も伺っています。決定ではないのでしょうけれども。

そんな中で、そうなると来年度の予算は④番・⑤番がなくなって、商工に対する補助金は③までしかないということになってくると思います、新規の展開がなければ。そうなりますと、先ほど農業のほうで東出委員もおっしゃっていましたように、商工も同様に大変厳しい各個店の状況がございます。そんな中から、大型店でしたり様々な人口減だったり、事情はいろいろあるのですけれども、その大変苦しい事情。ある委員さんに言われますと、「個人の企業の努力が足りない」ということも指摘されますが、全体をとおして本当に厳しい状況があるということはず把握していただきたいと思います。

そんな中で、利子補給。商工会の職員以外に、商工に対するそれこそ言葉を使わせていただきますと、幅広く商工業者が少しでも安定を図れるような施策といえますか、補助金のことを次年度以降考えていただきたいと。

その中で、先日我々委員が商工会との懇談会を行ってきました。商工会自身も会長、あるいは会員さんのお話の中で大変厳しい事情の中、町にもいろいろと相談というかお願いをしたいという意見も伺ってきましたので、先ほどの連携ではないですけれども、現場の声を聞いて、次年度に何とか商工業者の安定を少しでも図れるような補助金付けをお願いと言いますか、そういうような思いがありますので、課長から見解と言いますか、お言葉をいただければ、よろしく申し上げます。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 平野委員のいまの意見・要望なのですけれども、言葉にあるとおり、この間商工会の役員なり、事務局なりと協議をした中で予算計上をしたりしてましたので、次年度以降についてもいまおっしゃったように、商工会の役員、あるいは事務局と相談しながら、様々な面から検討していきたいというふうに思っています。

そしてまた、木古内の町の経済の縮小というのは、担当課としても認識しています。総売上に反映されてまいりますので、そこについては数字なりも含めて認識しておりますので、その辺も含めて検討していきたいというふうに思っています。

それと、⑤番のふるさと産業まつり補助金なのですけれども、今後どのようになるのかということも少しあるのですが、事務局は今年度役場で行っています。また、次年度以降もそのようになる可能性が高いのですけれども、事業主体は実行委員会ですので、補助金で計上するのが適切かどうかも含めて考えますが、そのような方向性もあるということをご承知おきいただきたいと思います。以上です。

竹田委員長 福嶋委員。

福嶋委員 ④のことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。予算額 600 万円に対して、実績額が 481 万 8,000 円、約 20 %未実施といえますか 80 %の成果の話の中で、どうも期間的に短い期間もあったのでしょうけれども当初、販売した時に、非常に役場の前ずっと混んでいまして、各いろいろ条件も聞きましたら、当時配付した申請用紙が私無くしたものですから、「無くした」と言ったら、その人は「だめです」と。ずっと並んでいて、30 分も並んでいて、いざ行ったら「それは持っていなければだめです」と。そうしたら、「いつがいいのですか」と言ったら、「販売して終わって 5 月になってから、余ったら売っ

てもいいですよ」とこういう説明でした。あとで、そのあと放送が入りまして行きましたら、今度押し売りです。余って、今度 5 枚買ったなら「まだ余っていますから、もっと倍買ってくれませんか」とこういう意見でした。どうも当初と私も実際に当たって実態に伴わないというか、見込みが違ったのだろうけれども、そこでやはり反省としてどうあるべきか。現状のやつが、「誰でも 2 回も 3 回も 1 人の人に売ればおかしいから、それで持つてこないとだめです」と、「そうですか」と帰った。だけれども、あとで行ったらその反対です。どうもやり方について、私は納得いきませんでした。

もう一つは、せっかく町がこうやっていて、大型店が木古内に来て、小売店が木古内の商店が非常に縮小して、成り立たないという現状は私達が見てもわかります。そこで、せっかく町が 600 万円出してやったのだから、もう少し成果が 90、少なくとも 100 % でなくても、95 % くらいいくからには努力すべきではないかと。そうしたら、どうしたら努力・こういう成果がもっと上がるかと。期間をもっと長くするとか、やはりはじめてやって期間が足りなかったと。7 月 31 日の一週間前に放送して、「まだ使っていない人は一週間で期限切れですよ」という放送がありました。それはわかっているのだけれども、これやってみて反省としてどうあるべきか、どうしたらいいのか、「わかっている、わかっている」と言うか考えていることを教えてください。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 ご指摘のとおり、売上としては 8 割程度でございます。当初、商工会のほうから制度設計を含めて役場のほうに相談がありまして、その中で一つひとつ制度の内容について、確認してまいりました。大きな一つとして、販売額ということがありました。これは、総額 3,600 万円ということですので、そこまで町の経済力があるかどうかということも少し意見交換しながらやったわけなのですけれども、春先のお金がかかる時期だということと、消費増税が行われることによって、このプレミアム商品券について、町民としてメリットを感じるはずだということの中で、この金額を販売させていただきましたが、結果的にそこまで販売がなかったということで、なかなか厳しかったということでございます。

福嶋委員の指摘にもありましたとおり、事業期間も一つあったというふうに思っています。町としては、もう少し長い期間で販売できないかということを検討していただいたのですが、様々な事情の中で、「これを延ばすのはなかなか厳しい」という答えでこの期間になりましたが、やはり販売期間も影響したのかなというふうに思っています。

また、ほかの地域の状況を少し確認していただきました。数字的なものはいただいているのですけれども、ほかのところもプレミアム商品券については、なかなか売上に結びついていないとか、あるいは総体的な町の中の経済効果に波及してっていないとかという反省の中で、今後プレミアム商品券については販売しないというところもあるというふうに伺っています。そういうことも踏まえた中で、今回少しきちんと反省させていただいて、これは年度中途ですので、まだかっちりと検証していませんけれども、反省させていただいた中で、次回以降どうするのかも含めて考えていきたいと思っています。以上です。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 7 ページの産業まつりについて、ちょっとお伺いしたいと思うのですが、この 11 月 3 日というと、過去何年見ても風が強かったり、雨からみぞれに変わったり、悪

天候が平均多いのですよね。そうでしょう、そう思っているでしょう。

ただ、11月3日というのはある程度固定された日にちかなと思うのですよ。一週間早くしてしまうと、知内とバッティングしてしまうので、この日程的には私はいいのですけれども。この頃の天候というのは、昨日きょうわかるわけではない、だいたい予報としてわかりますよね、いまもう一週間分の天気予報がパーと出ちゃうわけなので。そうすると、この日は大変だなというのはだいたいわかると思うのですよ、これはちょっとまずいとか。それで、今回は5日という日に切り替えたのだけれども、やはり3日の日に向けて、生産者・ものを出す人は、相当なやはり労苦があるのですよ。ということは、農産物で言えば長いものであってもネギであつても重量食物だから、そうすると相当量売りたいなと思うと、2、3日前から袋詰めしたり何だりして、段取りがあるわけです。それで、できれば私は3日の日を強行してもらいたいのですよ、やるのなら。そのために以前、スポーツセンターを使ったりしたこともありましたが、会場を移してやると。そうすると、やはり買う人も暖かいものだから、外でいくら雨が降っていても、買いに行けるのです。そうすると、やはり人の交流も結構あつてもものも売れるのですよ。したがって、当日みそぎ公園ではなくて、例えば上屋のかかった施設に場所を変えるという方法で私はやったほうがずっとずっと経済効果はあると思うのだけれども。どうして、天候がそうやって崩れるとわかっていてこういうふうな、3日はいいのですよ。次の場所を考えるということはできないのですか。その辺、今後に向けてどうなのですか。いままで何年もそういう状況を踏んできているでしょう。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 今回、産業まつりの事務局的に水産商工でやりました。ご指摘のとおり、開催場所については、以前スポーツセンターでやりました。知内町のほうから下に敷くマットを借りてきて、非常に良かったと思うのですけれども、結果としてその時に反省会の中で、二つのことがありました。というのは、産業まつりに来ていただくお客様は、割と年配のかたが多くて、車がまず持っていないと。海の鮭を買ったり、農産物の重いものを買った時に、非常に踏み切りを渡って上に行くのは、足がないというお話がありまして、何とか役場のほうの駐車場に戻してくれという強いことが漁組なり、農地のほうはちょっとわかりませんが、漁組に強い話がありまして、その後実行委員会で何回もその辺の協議をしました。でもやはり、ことしはイレギュラーでみそぎ公園ですごい風でできませんでしたけれども、やはり役場のほうというのが固定化していてやりたいと。それと、11月3日という日にちは、前はすごく天気の最後の秋の良い日だったのですけれども、この何年間は雪がついたりとか非常に困難で。11月3日というのは、当時長いもができるのが12月の末だとか、鮭が上がるのがその頃だとか、一次産品のも物が揃うのが11月のそのぐらいではないのかなというのがありまして、開催するほうからするとスポーツセンター等でやるのが一番良いことだと私も担当的には思うのですけれども、そういう町民のかたが例えば5日の日に即売会がありました。そうしたら、農家のものはものすごく売れました、単価は高くなかったですけれども。やはり来るかたは年配のかたで、「鮭はないのか」ということで、鮭は3日の日は網おこしもできませんでしたし、5日の日だったら「鮭はないのか」という大きな声で言われたかたもいますけれども、実際的にはそういうかたというのは3名、5名の部分でありまして、そういうのがどうなのかという部分で次年度以降は開催日

を含めて、協議してくれるように内部で反省会をまだしていませんので、その中で協議をしたいというふうに思います。

竹田委員長 産業まつりに関して、ほかにないですか。

又地委員。

又地委員 プレミアム商品券のことで、ちょっと話をしたいし聞きたいのだけれども。例えば、同僚委員から「8割でしょう」と。そして、課長のほうからよその町のことなのかわからないけれども、今後何か考え方としては止めたいような話も出てあったけれども、私はおかしいと思います。よしんば8割であっても6割であっても、ものが売れるということ、それなりに経済効果が生まれていることなのですよ。100%いかなかったから止めるという話にはなりませんよ、これ。そうでないですか。これは、そもそも町の中の少しでも経済効果を上げるため、あるいは買う側におもてなしの気持ち。これを両立させるためにやるわけでしょう。それが、100%でなかったから止めるという話にはなりません、これ。これ経済のわからない人ですよ、そういう考えの中にとって止めるとかという話をするのは。経済というのが、普段よりもこのプレミアム商品券を発行する。買ってもらって、いままでよりも少しでも経済効果があるとすれば、これはやらないとだめなのですよ。

ただ、反省としてももう少し商工会自体の動きが悪いという反省等々はあったかもわからない。だけれども、「6割だ、8割だから将来止める」ということにはならないですよ、これ商工会のほうから要望があれば。そうしたら、いままで少しでもプレミアム商品券を出すことによって、経済が少しは活性化したと思うのです。それが、今度なくなってしまうということにつながると思うのです、私は。だから、「何だかんだ予算を組んで100%を消化しろ」と、これは当たり前の話です。「努力してくださいよ、商工会の皆さんと」、これは当たり前の話。だからといって、100%達成できなかったから止めるという話には私はならないと思うのだけれども。その辺の考え方をちょっと聞いておきます。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 先ほどの木村課長の説明の中には、よその町の実態ということで話されたことでして、木古内町が方針を固めたということではございません。商工会からの要望があれば、その内容についてまた吟味させていただいて、取り組むことも必要かというふうに思っております。

委員がおっしゃるように、経済効果。これは、普段の買い物の延長上で買われるとそれはあまり効果にはならないですけれども、大型家電ですとか耐久消費財、そういったものを改めて購入されるということになると、これをきっかけにそういった購買が発生すれば、それは十分効果になるというふうに思っておりますし、そういった購入の仕方をされているかたもいらっしゃるようですので、今回は消費税のアップに伴ってということでしたので、そういったきっかけです。今後の経済の落ち込みなども見て、商工会がぜひ住民のかたに購買を拡大していくための方策として、協力してほしいというふうに行政のほうに訴えがあれば、協議をしていきたいというふうに思っております。以上です。

竹田委員長 26年度の予算計上で、予算の未執行があるということなのですからけれども、これ商工会のほうから、例えば未執行のこのやり方は別にして、例えばこれから12月歳末というか年末売り出しのパート3ということ、私は出てくるのかなとこの数字を見て思ったのですけれども、それはないのですかもう、今年度。時期は7月いっぱいということで、

予算委員会の時も「期間延長できないのか」というようなことで求めたら、商工会のほうで「4月」という先ほど木村課長も説明したように、「期間設定をしてしまった」ということですから。ただ、当初のパート1・パート2までチラシでこのPRをしていますから、そうしたら例えば行政とこの期間設定含めて協議をした中で、パート3が出てきてもいいのかなと単純にそう思ったのですけれども。そういう動きは商工会ではないですか。

副町長。

大野副町長 現在の状況から説明させていただくと、その動きはないということです。いま、120万円残っていて、これを原資にということになりますと720万円とかという話になるのでしょうかけれども、これではやはり不足ですよ。そうなりますと、商工会のほうで次の手立てということになれば、補正予算を含めて要望がこなければなりません。現在そういう補正予算の予定も立てておりませんので、ないという判断をしております。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 問題は、経済効果が憶測なのですよね、あったらと。だけれども、実際にはどうなのか。例えば、やるとやらないで、大型店に加盟していないところに行っていたお客さんが例えば帰ってきたと。帰ってきて個店の売上が伸びたということなのかどうか、それは商工会でないとわかりませんよね。たぶん商工会は、個店の経理関係はやってくれていると思うのです。あるいは、申告みたいな「プレミアム商品券をやってはたしてどうだった」と、そうしたら「良かったよ」と、「どのくらい良かったよ」というところまでの商工会自体が調査・分析をしたのかどうか。これは、担当課のほうではわからないでしょう。だからそこだと思うのです。せっかくやったけれども、大した効果がないと。効果がなかったから、いま委員長が言うように第3・パート3だとかそういうものの要請がないのかどうか。その辺はやはり何と言うか、こうズバツと商工会に対して聞くというのも良いのではないかな。私は、その効果がないものをあの人が方だって商工会だって「やる」とは言わないと思うし、「やってみただけでも効果は大してない」と。やはり、「帰ってくれない」ということになれば、各個店がもうこれからの経営をどうやっていくかということも本当に深刻に考えていかないとだめな部分が出てくるだろうとそんなふうに思うのだけれども、1回担当課として聞いてみたほうがいいのではないかな、「どうだったの」と。そのくらいですね、「やれやれ」とも言えないですし。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 先ほど副町長の答弁にも若干ありましたが、既存の生活物資の購入の延長ということであれば、当然あまり効果がなかったということになりますし、一方で大型家電とか耐久消費財のほうは消化されて、購入した経緯があるということであれば、それは一定程度評価できるというようなそれぞれの内容によると思います。

又地委員がおっしゃるように、そこについては商工会の事務局でいろいろな資料なりを把握していると思いますので、確認させていただきたいと思います。以上です。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、先ほどの水産の資料の関係。

それでは、藤谷主幹。

藤谷主幹 先ほどの着業漁家の数字調べました。まず、養殖関係ホタテの漁家については、

6 業者です。あと、コンブ養殖関係は製品まで出すかたが 6 戸おりまして、そのほか海の中間育成の餌作業として 5 戸。これを合わせました 11 戸の漁家が着業しております。

全体の 37 組合員に対しまして、ウニの着業者は 28 戸です。7 割 5 分という扱いかたがかかっております。アワビについては 25 戸、67.5 %になります。底建網は 8 戸、これはクロゾイ・ヒラメ関係ですけれども、8 戸の漁家で網の数は専門用語で 20 カートンというのですけれども、20 箇所を網を張りまして、対象となっているのが数字を調べた結果です。

竹田委員長 いま、先ほどの就業の漁家の関係で報告いただきました。

東出委員。

東出委員 コンブで 6 戸、そしてトータル 11 戸で餌用 5 戸とあったのだけれども、山の人間で浜のことよくわからないので。そうしたら、5 戸の漁家がコンブ餌用に売ってやっているのかなと、それで生計を立てているのかなとそう思ったりもするのだけれども、ちょっとその辺教えてください。

それと、ウニ 28 戸、アワビ 25 戸とこうあるのだけれども、そうするとホタテはホタテ専業、ウニはウニ専業ではなくて、兼業という形で捉えていいのですよね、その辺は。ちょっと辺も教えてもらえれば助かるのですけれども。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 説明不足で。コンブの養殖関係は、ことし 26 年ウニの種苗放流 25 万粒やっています。これが、3 月の末から 4 月ぐらいに、5 mm の種苗を知内のほうから 5 軒の漁師さんが購入します。それを中間育成、20 mm まで育てるために餌用のために、コンブ養殖をやっているその餌用なのです。

逆に言うと、5 mm 種苗を 5 円で買ってきて、8 月まで中間育成する。一粒が 20 円ですので、15 円上がると。それを 25 万粒を木古内の 5 軒の漁業者が、それでも生産の対象に漁獲の対象になっているという餌用なのです。6 軒については、10 月・11 月でいま最後やっていますけれども、干して商品化をして、製品として出しているのが 6 軒です。

それともう一つは、いま言われたように漁業種類の組み合わせなのですけれども、割と一般的なのは、ホタテ養殖のやっているかたは底建網をセットでやっています、なお且つ時期的に固定されるウニ・アワビもやっております。というのは、ウニの場合は 8 月いっぱいまでしか採れないと調整規則がありまして、概ね 7 月ぐらいから 8 月の 10 日前後という部分、期間も短いのでそれをやっております。

アワビが若干少ないのは、やはり海底をガラスというもので見るらしいのですけれども、目が良くなっていればなかなか漁獲ができないということで少ないようです。

あと、底建網については、いま割と年配のかたが多いものですから、底建網は漁家数は調べていませんけれども、たこ箱と併用して兼業をしているというような。前は組合員が多い時には、組合員を何年かはやらないと色々な漁業は着手できないというような取り決めがありましたが、いまは 37 名しかおられませんので、色々な漁業を複合的にやらないと、年間通してのバランスの良い水揚げはされないということで、そのようなことで行使規則の中では、漁協として許しているようです。私が知っているのはそこまでです。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 12 月 20 日まで、コンブ養殖施設の整備事業の委託を漁協にお願いしたわけな

のだけれども、37の漁家の中でホタテ・コンブに従事する人方が、この施設を余さないか。

私は何となく余す可能性があるのではないかとそんなふうにも捉えているのだけれども、担当としてどうですか。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 この本計画は、現状のある部分で、使っている部分の補完、補うための仕事というふうに漁協のほうと打ち合わせをしております、この余るというよりも利用するというふうに思います。というのは、先ほど言いましたけれども、ホタテ専門の漁業者が漁獲が少なくなって、コンブ養殖に着手したという新たな組み合わせがなっておりますので、余るということはないというふうに担当としては思っております。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、事務調査については以上ですけれども、その他ということで9ページの資料が付いていますけれども、多面的機能支払交付金のあらまし。これについて、まず考え方を聞きたいと思います。

木村課長。

木村産業経済課長 9ページからの資料説明をさせていただきます。

多面的機能支払交付金のあらましということで、これは農水省で出しているパンフレットが最適だということで、添付させていただきました。

この多面的機能支払交付金ということにつきましては、実は米の直接支払交付金制度が今年度から半減されたということで、いままで10a、1反あたり1万5,000円だったのが7,500円になっています。木古内町の水田面積で積算すると、2,000万円以上の交付金の減になるということになっております。

また、昨年度から米の価格が低くなっておりまして、ことしについてはさらに昨年に比較して、10%から15%くらい低くなっているというような状況がございます。また、この米の直接支払交付金については、平成29年度で終了して、30年度からはゼロになるということで、さらに30年度以降は厳しい状態が想定されます。それまでに、どのような地域での農業の体制を作っていくのかということが問われております。

米の直接支払交付金の原資は、どちらのほうに回ったかと言いますと、一つはこの多面的機能支払交付金制度の創設でございます。これは、農業や農村が持っている様々な機能をきちんと評価して、それに対してお金を投入して、地域で農業や農村を守っていくことをしてほしいという要望に対して、国が平成26年度から応えたものでございます。

10ページをお開きください。

はじめにということで、この交付金制度の趣旨・目的が記載されております。

いま言ったとおり、農業・農村については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。しかし、農村地域の過疎化、高齢化などの進行に伴う集落機能の低下により、この多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地や水路、農道などの保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されております。このようなことを解決するために、この制度ができたということを記載しております。

11ページをお開きください。

交付金の構成が記載されております。(1)として、農地維持支払交付金制度と書いております。これは、①の地域資源の基礎的な保全活動。活動例として、水路の泥上げや農道の路面維持や施設の点検、年度の活動計画の策定などです。草刈も入っています。②として、地域資源の適切な保全管理のための推進活動というものがございます。

(2)として、資源向上支払交付金というものがございます。これは、(1)の農地維持に対してさらに付加価値を付けるとか、あるいは長期的な運営に対してのものでございます。

1)として、地域資源の質的向上を図る共同活動ということで、右のほうに①として、施設の軽微な補修、ひび割れの補修や農道の部分補修。②として、植栽活動や水田魚道の設置など、農村環境保全活動。③として、さらに多面的な機能の増進を図る活動というものがございます。2)として、施設の長寿命化のための活動というものがございます。これは、維持補修よりもさらに進んだもので、未舗装の農道の舗装とか水路の更新とかというものがございます。

(3)として地域資源保全プランの策定、(4)として組織の広域化・体制強化ということでそれぞれございます。

2として、下のほうに多面的機能支払交付金の交付単価と記載されております。これは、都道府県と北海道では単価が異なりまして、北海道は下のほうでございます。農地維持支払を行うのであれば、北海道の田であれば2,300円、畑であれば1,000円、草地であれば130円と。資源向上支払を行うのであれば、田で1,920円、畑で480円、草地で120円というような数字になっております。

12ページの3です。支援の対象となる組織ということで、これは農地維持支払交付金・資源向上支払交付金それぞれで決まっております、資源向上支払交付金までやるのであれば、地域住民を含む活動組織や広域活動組織を作るということになっております。

13ページをお開きください。

4として、対象活動です。先ほど若干説明した活動について、もう少し説明させていただきます。農地維持支払交付金については、①として地域資源の基礎的な保全活動ということで、町と組織が協定するのですが、その協定に位置付けた農用地や施設について、点検したり計画策定したり、実践活動ということで具体的に農地や水路の草刈、泥上げ、農道の路面維持などを行ったり、組織運営に関する研修などを行っていくということです。

②として、地域資源の適切な保全管理のための推進活動ということで、農村の保全管理のための目標や、方向方針を策定して、推進活動を行って、さらに一定期間後に保全管理構想というものを策定していくということで、具体例で※1として農業者の検討会とか、調査とか、意見交換、ワークショップ、交流会などと記載されております。

14ページをお開きください。

資源向上支払交付金(共同活動)です。これについては、①として施設の軽微な補修ということで、これも計画を策定して、そして各施設の診断を行って、水路のひび割れ補修や農道の部分補修などの実践活動を行って、さらに補修に関する研修を行っていきます。

②として、農村環境保全活動ということで、生態系の保全や景観形成・景観保全などの活動が対象ということで、こちらも計画を策定した上で、地域住民との交流活動などを行って啓発・普及を行って、水質調査や植栽活動などの実践活動を行っていきます。

③として、多面的機能の増進を図る活動ということで、遊休農地の有効活用や防災・減

災力の強化、医療・福祉などの連携などがございます。

14 ページの一番下に※として、直ちにaからhのいずれかに取り組めない地区、これは③の多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区については、交付単価に6分の5を乗じて交付ということで、①と②を行った場合については、単価の6分の5を交付しますということを記載されております。

15 ページをご覧ください。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）ということで、これはいままで説明した施設の維持補修、あるいは若干の手入れよりもさらに進んだものでございます。水路壁への表面被覆材の塗布とか、未舗装農道の舗装とか、漏水箇所の補修とか、コンクリート水路の更新とか、ゲート・バルブの更新とか様々なものが対象になっております。ただし、この資源向上支払交付金（施設の長寿命化）については、3分の2が交付されるわけですが、3分の1は地域組織が負担しなければならないということになっております。

15 ページ下段5として、対象となる農地でございます。基本は、農振農用地区域内の農用地ということになっています。

16 ページ6、活動の手順ということですが、

右側、移行組織というふうに記載されておりますが、これは従前の制度でありました農地・水保全管理支払交付金制度というものがあつて、そちらの組織があつたものについては移行組織ということです。おおよそのところは新規組織ということで、組織を作って計画を策定して、申請書類を提出して活動を実施して、活動の記録・報告をきちんと取りまとめて、そしてお金を交付していくということになっていきます。

これらを踏まえた中で、木古内町でどのようにこの制度を活用するのか。あるいは、しないのかということを検討してまいりました。4月からこれまでに、2回の全体を開催するとともに、6回の地域の代表者の打ち合わせを行ってまいりました。

その結果、先ほど自分が冒頭説明しましたが、やはり地域のレベル分をどのように補填していくのかということと、今後5年後・10年後の木古内の農業・農村をどのように守っていくのかという観点からこの制度を活用すべきでないかということで、協議を進めてまいっております。

まだ、設立総会というのを開催していませんので、これはまだ中途の案なのですけれども、活動組織について組織名称として、木古内地区資源保全会ということで、所在地についてはJA新はこだて知内基幹支店内に置くこととしています。役員については、代表ほか記載のとおりと、事務を執り行う事務職員について、パートあたりで雇用したほうがいいのではないかとということで進めています。

(2)として、交付対象農地面積です。田が307ha、草地在り373ha、畑が50ha、合計731.77haということで整理しています。これについては、木古内町の農振農用地おおよそ1,000haくらいありますが、その中できちんと管理されるべき農地。具体で言えば、中心経営体が持っている農用地について、位置付けていこうということでございます。言い換えれば、きちんとした維持管理をしなければ、後ほどお金を返すということにもなりかねませんので、そのようなどころのみを対象としていきたいというふうに思っています。

(3)として、交付金額と経費負担区分について、(4)として、多面的機能支払交付金に

係る年間費用として次のページ以降記載されています。

まず、18 ページの事業費試算でございます。

先ほど言った対象面積に、単価をかければそれぞれ交付金額が出てまいります。共同活動で先ほど説明したとおり、6 分の 5 を行うとすれば計の 1 でございます。計の 1 の一番右側の計が、1,356 万 8,288 円この金額を想定しております。

②として、経費負担区分でございます。この事業費に対しまして、国が 2 分の 1、678 万円、北海道が 4 分の 1、339 万円、町が 4 分の 1、339 万円、そのうち普通交付税と特別交付税で理論的に措置されますので、純然たる一般財源は 54 万 2,000 円ということになります。

そして、このお金をどのように使うのかということも試算してございます。19 ページ以降でございます。

それぞれ想定条件を決めてやっております。まず、作業日当は 1,200 円、作業機の借り上げ料が草刈機とトラクターでそれぞれ記載のとおりでございます。

③で農地維持支払交付金の実践活動費用ということで、表の下のほうに※としてそれぞれ想定しております。例えば、畦刈は 3 時間 1 h a と想定するとかというふうに記載しております。それで、田の畦刈については、374 万円です。用水路・排水路の草刈・泥上げについては、合わせて 162 万円ほどです。

(5) として、農道の草刈は 5 万 2,000 円。合わせて農地維持支払については、542 万円ほど想定しています。

20 ページをお開きください。

④として、資源向上支払交付金です。(1) として、田んぼの溝きりで 85 万 5,000 円、(3) (4) として、心土破碎と言いまして、農地を攪拌する作業です。これが 171 万円。(5) (6) として、融雪剤散布に係る費用として 350 万円。

⑤として、農村環境保全活動費用としてゴミ拾いを想定しておりますが、96 万円。合わせて 703 万円です。

21 ページをお開きください。共同の経費です。

⑥として、点検・機能診断に係る費用として、19 万 2,000 円、会議・会務に係る日当・旅費として 33 万 3,000 円。⑧として、会議にかかる費用として 1 万 5,000 円。⑨として、事務消耗品で 20 万円。⑩として、事務員の賃金に係る費用として 43 万 7,000 円。共通経費 117 万円で、総費用 1,363 万円ほどを想定しています。

参考として、交付金額 1,356 万 8,000 円に対しての使用金額ということで、おおよその見合いということで、積算しました。

一部のほうでは、この試算についてまだまだ修正すべきだという声もございますので、また畑や草地に対しての配慮もすべきだという声もございますので、それら踏まえて今後想定していきたいというふうに思っています。

22 ページに、先ほど説明した田・草地・畑の図面がございます。これは、町内一円の図面なので少し見づらいのですけれども、それぞれ各地域毎に細かい図面がございまして、ほぼ一筆ずつ拾って積算した結果として、先ほどの 731 h a、731 町歩ということになっています。その図面でございます。

今後の取り進めで想定をしておりますのが、もう少し生産者と協議をした中で、これで

いくということではほぼ決まった際には、12月議会に補正予算を提案していきたいというふうに考えております。

なお、この制度については、今年度に限り4月から来年3月までの期間分について、12月に申請しても構わないということになっております。補正提案した後に、直ちに生産組織と協定を行って、そして申請を行ってお金をもらった後、失礼しました。生産組織へのお金の交付について、事務対応をしていきたいというふうに思っています。

先ほど説明したとおり、基本はJAのほうに事務局を配置して行うので、町としては様々な支援を行うということになっていきたいと思っています。以上です。

竹田委員長 昼食のため、暫時、休憩をいたします。午後1時から再開します。

休憩 午後12時00分

再開 午後1時00分

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中に多面的機能支払交付金に係わる部分について、説明をいただきました。

この事業については、12月の定例で予算補正が出てくるということと話されましたが、これより質疑。あまり突っ込んだ部分はできないかなと思いますけれども、これは議事録のためのあれでいいでしょう。休憩しなくてもいいですよ。

又地委員。

又地委員 補正予算を組むということは、地ならしもきちんできているのかどうかという部分。

竹田委員長 その辺含めて、皆さんから。

木村課長。

木村産業経済課長 いま又地委員からもおっしゃったことと、午前中のことも含めて答弁したいと思います。

まず、今年度の多面的機能支払交付金制度については、法律で定まったものではなくて、予算での施策展開ということになっております。これは、次年度以降法律化ということによって決まっております。それで、これは一度着手しますと5年間行うものでして、5年後に目標がある程度達成されたかどうかを検証した中で、さらにその確認の上、構想を練って次年度以降の展開を図っていくということになっております。

それと、この間の木古内町の取り組み状況ですが、先ほど説明したとおり全体会議2回と、農地組合の代表者の打ち合わせを6回行っております。それ以外にも個々で打ち合わせなどを行っております。この制度は2月に国のほうから示されまして、その後各自治体でそれぞれ検討をしてきた経緯がございます。木古内町においてもこの制度が本当に活用できるのかどうかということも含めて、この間協議してまいりました。

ただし、もし活用するとすれば、それぞれの作業に対しての根拠資料が必要になりますので、例えば春の用排水路の掃除とか草刈などについては、一定の写真なりそういうこともお願いしてきた経緯があります。どの程度それがまとまるのかということも今年度についてはあるのですけれども、先ほど説明したとおり5年間の事業として、未執行のものについては、次年度以降に繰り越せるという制度も明らかになってまいりましたので、その辺

も含めてさらに今後制度を高めていきたいというふうに思っています。

また、先ほど木古内町で活用するそれぞれの項目というのも説明させていただきました。これは、これのみにしか使用できないということではなくて、様々なことに使用できる中で、例えば木古内町で活用するとすれば、これを優先的に充当していこうということと考えております。さらに、今後まだ詰めていった中で、組織の設立もございませう。そのあたりまでは、まず優先してやっていきたいというふうに考えております。

それと、予算の計上と先ほど言ったように協定なり、あるいはこれは水土里ネット北海道というところが窓口になるのですけれども、そこでの申請行為などの手続きについては、12月議会と並行して対応していきたいというふうに考えています。以上です。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 課長、名称は木古内地区資源保存会だけれども、例えばいままでやった水利組合とかありましたよね。

それから、大括りで資源保存会だけれども、分会みたいなものを作るのかな。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 この組織は、一つとして行います。それぞれの例えば水利組合なり用水組合なりが行った活動に対して、お金を交付するというような形になると思います。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 分会というのは、おかしいのは結局用水もあるし例えば中には田んぼをやっていないところもある。そうしたら、田んぼの畦の草刈をやるだとか法面の草刈をやるだとか、あるいは将来的に舗装をやるだとかという部分になった時に、大括りで一つでいいのかな。だから、各部会みたいなものを立ち上げないとだめではないのかなというような気がするのだけれども。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 組織としては一つでございます。それぞれの地域がございませうので、今回も農事組合毎に代表を選出していただいておりますので、それぞれの例えば農事組合とか、用水組合とかの事業の期間なり項目なりというのをすり合わせしながら対応していきたいというふうに考えていました。

竹田委員長 佐藤委員。

佐藤委員 今日まで何回か役員会なり開かれているとのことなのですが、その中で大まかにさしあたっていま、これとこれを重点にというような役員会でもし話が出ておったら、何点かわかる範囲内で。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 先ほど、「1,300万円ほどが交付されるとすれば、交付金としてなる」というふうに説明しました。それを、どのように優先的に使うかというのが、19ページ以降に示した年間費用の試算でございます。これについて、それぞれ想定条件はあるわけなのですけれども、その中でやはり全町的に行うとすれば、田や用水排水路の草刈、泥上げ、農道の草刈、あるいは田・畑の溝きりなど融雪剤の散布などというのが優先されるのではないかなということでこの間話し合われています。以上です。

竹田委員長 ただ一つ、生産者というか農家さんが受け取るお金だと思うのですよね。田んぼヘクタールに対していくらという単価で設定されていますから、その場合に。先ほど

課長の説明の中で、指令前でやるわけですし、根拠になるというのは写真だと。例えば写真がない部分については、この交付金の支払いはしないのかどうなのか。

それと、前段に言った例えば基盤整備の関係含めて簡易な。これは、生産者が例えば忙しくてできないというような時、業者施工した場合にどうなのかというのは、それでも構わないということなのかどうなのかというこの2点ちょっと。

木村課長。

木村産業経済課長 まず、根拠資料なのですけれども、必ずしも写真でなくてもいいのですが、やはり後年度の事務検査・会計検査の対応なりを考えた時に、そちらのほう望ましいということで、基本はやはり写真を用意していただくということでございます。したがって、今年度についてもこれは全体の協議になりますが、基本は役場のほうは指導助言する立場になるのですけれども、写真があるものについてのみ交付するというので、考えていきたいというふうに思っています。

それと、交付金の算出であります農地は、田・畑・草地それぞれの面積でございます。

一方で、これを支出するに際しては、誰の田とか誰の畑とかということではなくて、それぞれの役務を行った者に対して支給するということになります。したがって、誰かの田の周りの草刈を5人で行ったということになりますと、その5人が交付金の支給対象ということになってまいります。

竹田委員長 羽澤主査。

羽澤主査 先ほどの質問の2点目なのですけれども、業者委託は可能かということなのですけれども、業者委託は可能でございます。

ただし、木古内町につきましては、多面的機能の農地維持支払交付金をまず1点目としてありまして、もう一つが資源向上支払交付金ということで、軽微な補修です。そこまでの取り組みだということで、いままで話し合いを進めてまいりました。「軽微な補修と何なんだ」ということになりますと、水路の目地詰めとかそういった簡易なものですので、現在のところではそういう業者委託とか想定されませんが、仮にこれがもう一つ施設の長寿命化という取り組みのほうにわたっていきますと、そういったトラフの入れ替えだとかという部分が発生してきますので、そういった場合には業者委託等も考えられるのではないかと思いますけれども、現時点の木古内町の方角性としては、そこまでのものは取り組みとしては、目地詰め等と簡易なものですので、想定されないのかなということも思っています。

竹田委員長 私が聞いたのは、水路の関係の絡みなのです。トラフの更新、トラフだって年数が経てばやはり劣化しますよね。そういうことで、こういう制度の中で水路の更新をしたほういいのではないかなという気がしたものですから、その辺はこの事業と課長が午前中に言われた大事業については、今後振興局と協議していきたいという部分は、どう差が出るのかなというふうに思ったものですから。

羽澤主査。

羽澤主査 午前中に説明した基盤整備事業とこの多面的機能支払交付金の関係でございますけれども、これまで基盤整備担当の農村振興課。北海道の担当課のほうともお話を進めさせていただいておりました。それで、なぜ施設の長寿命化まで木古内地区は取り組まないかといいますと、午前中に説明しました基盤整備事業が今後控えております。そういっ

た部分で、施設の更新をしてしまうと、多面的機能支払の対象施設の水路にも基盤整備するような箇所も含まれております。水路の更新・トラフの入れ替えなどをしてしまうと交付金の二重投資ということで、そこら辺はそういった絡みもありますので、あくまでも軽微な補修。これにつきましては、維持補修という観点から基盤整備等は重複しないということでご回答いただいていますので、そういった絡みもありますので、今回は施設の長寿命化までは取り組まず、軽微な補修のほうまでで対応したいということで、組織のほうでもお話させていただいている次第でございます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 まず、資料の内容について確認します。19 ページから 21 ページまで試算をやっている項目については、国から提示されたものをそのまま数字を埋めていったものなのか、それとも木古内町がマニュアルを元にいろいろと「新規これもあるよね、ここの項目もあるよね」と言って付け加えていったものなのかどうか教えてください。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 先ほどの羽澤の答弁の補足です。15 ページに資源向上支払交付金の施設の長寿命化ということで、記載されております。右側のほうに更新等の例ということで、コンクリート水路の更新、ゲートバルブの更新ということで記載されております。

竹田委員長がおっしゃったのは、例えばこれを利用してコンクリート水路の更新などできないのかということだと思います。この施設の長寿命化を利用すれば可能なのですが、3分の1のまず施設の持ち出しがあるということです。ここに限っては、3分の1の持ち出しがあるということです。

それと、羽澤が言ったように、今後の基盤整備との兼ね合いの中で、例えばここで一定の長さをやったとした場合に、基盤整備でその部分は重複してはできないということではなっていますので、そこは区分してやっていかなければならないというふうに考えています。

それと、平野委員のお尋ねでございます。19 ページからのものについては、国から様々な項目が示されています。可能な項目が示されております。その中で、木古内町で優先すべき項目をピックアップして、そしてそれに単価を当てて積算した結果としての試算例でございます。以上です。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 それで、この試算については試算と言いますか、項目についても各種委員会の中で揉んで必要だと思われた項目と、それに付けた予算付けだということですがけれども、先ほど委員長から提示されたこれを国に出す時に、写真を付けて出すのがふさわしいということですがけれども、例えば今年度に関しては4月からの実績についても出すということですよ。その場合に、例えば20ページの各種賃金が発生していますけれども、その賃金の内訳や明細を付けなくても写真だけでこれはおるといふような判断でよろしいでしょうか。

竹田委員長 羽澤主査。

羽澤主査 いまの平野委員のご質問なのですけれども、日報ということでよろしいでしょうか。写真だけではなくて、付随する資料として活動に参加したかたの日報などを元に、賃金のほうを算出していくということでございます。

この事業を実施するにあたりまして、各個人に作業日報というものを渡しまして、各個人は活動に対して日報付けをしていくということでございます。それで、その日報に基づいて賃金を支出していくと。それに付随する資料として実際に活動している写真を添付していただくということになります。

明細についてもその日報につきましては、活動時間等も明記されますので、それが元になるというような考えで支出いたします。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 わかりました。そうしたら、遡って4月からの分については、各農業者に全て支払った実績の給料明細から何から全部の作業と言いますか、提出物を当然行政に出してもらって、はじめてそれが申請出るということでもいいのですよね。であれば、当然この試算については、12月の定例会で出す時にはそれぞれの資料も全部揃った上での提示ということになりますか。それとも、算出根拠については、間違いなくJAの人と打ち合わせした中で、各一個人ずつにも説明をもらって「このぐらいの金額ですよ」というのを既に出されているという認識でよろしいですか。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 今回は特例ですので、今年度は途中申請ですので、こういうことが行われているという前提の中で、予算計上をしようというふうに思っておりました。

先ほど説明したとおり、4月以降基本的には「根拠資料なり、根拠となる写真なりを撮影するように」と何度もこの間言っています。「この制度を活用するとすれば、そのようなものが必要になります」と、「活用しなければ不要なのですけれども」ということで言っています。

ただ、それがどの程度のものになるかというのは少しわかりませんので、今年度については、これが基本的には平年ベースになりますので、これを基本に予算計上していきたいと思っています。

ただ、先ほど言ったとおり、5年間の事業ということで、もし当該年度で不用額ということがあれば次年度以降繰り越し可能だということになりますので、それらも含めて考えていきたいというふうに思っています。以上です。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 先ほどの羽澤主査といまの木村課長の説明がちょっと違うと思うのですけれども、今年度についてはそこまでの明細まで出さなくてもいいという答弁でいいのですよね。今年度についてはですよ。休憩してもらっていいですか。

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時29分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

この件については、12月補正上程があるということですから、その場でまた大いに議論をしていただきたいということを添えて終わってよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 それでは、産業経済課についてはこれで。ご苦勞様でした。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 29 分

再開 午後 1 時 35 分

(2) <町民税務課>

・空き家等の適正管理に関する取り組み状況について

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民税務課の皆さん、どうもご苦勞様です。

それでは、早速空き家等の適正管理に関する取り組み状況についての資料が出ておりますので、この資料の作った経過含めて説明を求めます。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 大瀬です、よろしくお願ひいたします。

それでは、第 5 回総務・経済常任委員会の町民税務課調査項目であります空き家等の適正管理に関する取り組み状況について、説明をさせていただきます。

まず、この資料ですけれども、各町内会に空き家等の調査をお願いしてございます。8 月末までに 15 町内会より報告をいただき、税務課税台帳や全部事項証明書の突合等をし、10 月末で調整をしたものとなっております。

資料の 1 ページから 6 ページまでは、町内における空き家等の所在、建物の状態、①は倒壊寸前の住宅、②は災害時危険住宅、③居住可能住宅、④居住不適當住宅に区分をしてございます。この区別は、町内会の方々の建物状況判断を参考としてございます。以下、所有者状況、建物の所在町内会別となっております。建物の住所確認かは、住所が確認できる状況となっているということを表記してございます。

7 ページから 85 ページまでは、建物の状況写真となっております。

6 ページをお開きいただきたいと思ひます。町全体では、①の倒壊寸前住宅は 8 戸、②の災害時危険と思われる住宅は 30 戸、③の居住可能住宅は 92 戸、④居住不適當と思われる住宅は 27 戸、計 157 戸となっております。

①の倒壊寸前住宅ですが、1 ページをお開きいただきたいと思ひます。1 ページの 7 番、写真のほうは 10 ページとなっております。これは元藤井藤雄宅、これはほとんど倒壊をしてございます。これは、建物の所在は曙町になってございます。

2 ページの 43 番・44 番、1 枚めくっていただきまして中段です。これは、旧田中運送の車庫・元事務所、写真は 28 ページとなっております。状況は、半倒壊してございます。この建物につきましては、抵当権が設定されている旨、確認をしてございます。これは、新道地区にこの建物はございます。同じく 48 番も、元駒木賢松宅の住宅。写真は 30 ページとなっております。

続きまして、2 枚めくっていただきまして、90 番 4 ページですが、中村義光宅です。写

真は 51 ページで、ほとんど倒壊状態となっております。

続きまして、5 ページ 116 番です。札苅地区の旧村上宅、写真は 64 ページで、一部倒壊の状態となっております。

続きまして 125 番、所有者不明、写真は 69 ページで大半が倒壊状態となっております。

1 ページめくっていただきまして 153 番、所有者不明、写真は 83 ページで倒壊寸前、これは札苅地区に介在してございます。以上、倒壊寸前については、8 軒となっております。

10 月の中旬に、函館地方法務局に土地家屋の全部事項証明書を請求しております。資料の登記番号と全部事項証明書と一致する家屋はかなり少なく、再度税務課税台帳等で 1 軒、1 軒照合確認をしているいま状況でございます。

今後の取り組み状況としましては、町内会さん等と①の倒壊寸前住宅 8 軒、②災害時危険住宅 30 軒、計 38 軒につきましては、再度打ち合わせ・確認をし、町条例に基づいて指導・勧告等の事務を関係機関。これは、総務課防災、建設水道課建築、木古内警察署、木古内消防署と打ち合わせ会議を開催する中で、安全対策危険防止に努めてまいりたいと思っております。

なお、③の居住可能住宅 92 軒、④住居不適当住宅 27 軒については、木古内町の移住定住への活用に向けて、まちづくり新幹線課に状況提供をしてまいりたいというふうに考えてございます。

④については、今後状況においては、②とか③に振り分けも必要となってくるかもわかりません。この部分については、調査を進めながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

1 ページの No. 6 番ですが、詳細のところの色を塗っているところがございます。これは、春までに取り壊しを行うという確認をしております。続きまして、No. 62 番、2 ページの一番下ですが、これは佐女川地区にあります住宅で、取り壊しは終了してございます。続きまして、4 ページ No. 88 番、それから No. 115 番、5 ページの上段になります。この 2 軒は、取り壊しを終了してございます。また、132 番です。久上商店向かいというところですが、これについても取り壊しは終了となっております。

なお、9 月 18 日に釜谷地区の旧泉商店隣車庫は、釜谷町内会、木古内消防署、建設水道課、町民税務課、総勢 32 名で車庫の取り壊しを行っております。これは、町内会と行政関係機関が協力をして、取り壊しを行った優良事例と認識をしております。今後もこのようなケースが可能であれば、進めてまいりたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

竹田委員長 条例整備になってから大変、ご苦労様されたのかなというふうに思われるこういう資料が出ています。

このことについて、平野委員。

平野委員 まず、資料の内容についてお聞きします。

①番から④番まで、状態を各町内会の意見を参考に分けたということですがけれども、例えば泉沢地区でほかで既に倒壊している建物は①番にしている、半倒壊でも②番にしている。例えば例を言いますと、No. 90 は中村さんのところは①番にしている、79 番・80 番については、同様に倒壊しているのですけれども②番にしているこの区分けというのはどの程度なのか。

あと、③番と④番のこの区分けです。例えば今後進みを考えた際に、③番は居住可能であればそのまま例えばどなたかに貸すだとか移住・定住の活用にできるけれども、④番の不適當については、どの程度のラインで分けているのかお聞きします。

それと、こう見ますと、157 軒現在。私の数えたところまだまだこんな数では収まらないと思うのですけれども、8 月までに報告いただいた資料ということで、きょう現在まで例えば見ると、釜谷は載っていないですね。15 の町内会に依頼したと言いますが、そのうち全然報告をいただいている町内会というのはどの程度あるのか。あとは、ここに載っていない部分であとどの程度の数があると思われるのか、いま現在わかっているというか見解があればそこも合わせてお聞かせください。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 ①番から④番は、私ども担当の部分の中で、このような区別をさせていただいたということでございます。No. 90 が①で、79 番・80 番が②というふうな区分ですけれども、まずこれ建物が建っているということで、半倒壊までいっていないということで、②の位置付けということになります。

ただ、この①と②の位置付けというのは、ほとんどが同様の状態。①の場合にはほとんどつぶれている状態というふうな認識だというふうなことで、①と②については危険住宅ということで私どもは捉えているということでした承していただければと思います。

15 の町内会につきましては、これ全町内会にご案内は差し上げております。戻ってきていたのが 15 町内会ということで、委員ご指摘のように、まだまだたくさんあるということですので、これにつきましては再度各町内会さんのほうにお願いをして、実態に近い数字を掴まえていきたいというふうな考えてございます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 ①・②についてはわかりました。ですから、まず行政のほうで①・②・③・④の判断をしたということですのでけれども、③と④の区分けです。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 ③と④なのですが、③番の場合は、例えばその家のかたが亡くなって半年とか 1 年とか、短い場合には数か月ということもあるのでけれども、そういうすぐに住める住宅。例えば、④番については、例えばアンテナが折れていたとか、煙突が曲がっていたとか、庇のところちょっと下がっているとか、そういうふうな感じで一部リフォームが必要だというふうな。いま写真上の中では、そういう感じの部分が④というふうな位置付けをさせていただいております。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 まず、資料についてはわかりました。先ほど課長が言うように、まだまだこれが全容ではなく、このあと残りの町内会がいくつかあるのかわかりませんし、町内会で提示していただいた部分にも当然漏れがあるかと思えます。そんな中で、さらに精度を高めた資料を作ってほしいと思えます。

それで、最初に委員長が言ったように、条例が進んでからこのように実際担当主査が私の地域も歩いて、天気の良い日も写真を撮りながら大変ご苦労されて、このような資料を作られたということには、敬意を表しますというか良く進めてくれたなというふうには思っています。

ただ、苦言を言わせていただきますと、これは私が議員になってから一番最初の一般質問で、「空き家対策についてのまずは現状を知ってください」という私に限らずその遙か何年も前からこのような進めをしていたと思います。私を知ってからでも4年かかってようやくここまで来たというこのスピードの遅さは、非常にどうなのかなということだと思いますが、いま言っても仕方ないので。ただこれから大事なことは、今後この資料に基づいてこれをどういうふうに進めていくのかということが大事だと思います。いま苦言を言ったのは、今後この進みがせっかくここまで進んだので、スピード感が鈍ることなくまだまだ施策に合わせて進めてほしいと思います。

そこで、考えるわけですけれども、当然移住・定住、人口減の協議会の中でもこの空き家についての利用についていろいろ話されていると思いますが、条例に基づいて倒壊寸前のところは進めていくと思うのですけれども、③番と④番について、現状すぐに入れるお家だけで90軒現在調べた段階であると思うのですけれども、③番と④番の利用・利活用方法について、何か策といたしますか考えがあれば、いま現在の考えでいいのでお聞かせいただきたいと思います。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 ③・④のところでの今後の利活用ということなのですが、調査にちょっと欠陥があるようです。住宅の中に荷物があれば住むことは困難な状況ですので、そのところもこれから調べていかなければいけないテーマになってくると思います。

移住・定住ということで紹介をしていくということになりますと、このデータを今度は担当課であるまちづくり新幹線課のほうと共有を図っていく。共有を図っていく中で、今度はその所有者のかたに利用可能かどうかというような調査に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

竹田委員長 岩館委員。

岩館委員 5ページの118番になるのですけれども、これ札苧の堺兼己さん所有の倉庫ということになっているのですけれども、これ④になって住めるようなことの一つになっているのですけれども、65ページをちょっと見ていただければわかるのですけれども。これもともと倉庫、網倉といいますか網の倉庫と、綱だとか昔にいまでも中に入っているのですけれども、これ倉庫造りで窓だってほとんどないので、倉庫ですから。そして、これは建物には異常ないというのだけれども、この中で建物に異常ないで倉庫として使っているのにも、こういう住むための④になればちょっとしたことで住めるような感じでこういうニュアンスで聞いていたのですけれども、これははじめから住まいでないのですよ。倉庫として昔から使われているのですから、住めるとか住めないの問題ではない、人の倉庫ですから、中にものが入っているし。だから、大した屋根もきちんと整理されていて、建物も整理されていて、こういうものまでこういうのに空き家としてやるのは実際いかなものかなという感じがしていますけれども、その辺をこれからこういうものについてももう少し調べて、住宅の空き家であれば住める④でもいいのだけれども、はじめの倉庫造りで中は全然張っていないのですよ、内ざくりといいますか。そういうものにも④をつけるということは、これはやはりまだ調べる余地があるなとこう思っております。

もう一つ、151番の札苧の幸連の中村幸雄宅横になっているのですけれども、これ最近人住まい売れまして、何か引っ越ししたという話を聞いていますので、あとでこれも調べ

てやはり削除するものは削除しながら、また整理していったらいいなとこう思いますのでよろしくをお願いします。

竹田委員長 吉田委員。

吉田委員 今回の空き家の資料については、良く調べたなと思っています。がしかし、これは町内全域ではまだないですよ。それで、協力していただいた町内会の皆さんには、大変苦勞だったなと思います。

今後、この協力した町内会の部分なのですけれども、できなかった部分。その部分は、また町内会にお願いして出てくるまで待っているのか、町が独自にもう調べ上げるのか、その辺の対策がまだ必要だなと思います。

それから、115 番のこれ町の部分なのですよ、泉沢の教員住宅。これが、写真も載っていないですし、いくら町のものだからと言って写真を載せないというのは如何なものかということもありますし、No. 62 番もそうなのですよね。こういう部分は調べてなかったのかどうなのかわからないのですけれども、やはり精細的に私達も全部に目が届くまでというのはわからないので、ここら辺もきちんとやっていただきたいなという点がございます。

その辺について、担当課としての見解をよろしく願いいたします。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 No. 62 は、調査後に取り壊し終了したということで、マークしてございます。

115 につきましては、確か町政懇談会か何かの部分の中で、取り壊しを春までするというので了解してましたので、これについてはちょっと載せておりませんでした。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 この 115 番については、いま大瀬課長が説明しましたとおり、12 月には補正予算で解体費を計上したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 もう一つ調べていない部分、残りの 10 町内会の部分については、再度お願いしまして、こういう状況的なものを下調べしたいと思います。

先ほど、岩館委員さんのほうから言われましたけれども、やはり町内会から上がってきたものをまず基本としてやっていますので、確かにご指摘のように、倉庫のものもそういうふうな形でいま載せています。再度、こちらのほうは精査しまして、いろいろと修正をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

竹田委員長 吉田委員。

吉田委員 先ほど、これ調べるのに全部事項証明書を法務局から取りますよね。これの予算というのは、やはりかなりの予算になるのですか。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 実際に 6 月に条例制定していただきましたので、全部公用ということで無償になってございます。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 町内会にお願いするとあるのだけれども、どの程度のお願いなのかな。写真を撮って役場に持ってこいというのか。私、町内会がやらないとだめだというのにちょっと異論があるのです。なぜ町内会がやらないとだめなのか。その辺の見解をちょっと聞いて

おきます。条例は条例でいいですよ、だけれども町内会がなぜやらないとだめなのか、その辺。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 私どもも実際状況的なものというのは全体把握できないので、地域におられるかたが空き家だとかそういうような部分をかなり深くわかっていられるのではないかと思います、お願いをするという形で、名前をリストアップしていただくと。そのあとの部分については、私どもが実際に出向いて、写真でも全部状況的なものを調べていくというふうな形のほうが事務のほうが早く進むのかなというふうな感じがしております。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 写真とかは撮らなくてもいいのですね。そうしたら、例えば「住所はどこどこだよ、何かもう倒壊寸前だよ」とか情報だけを入れればいいのか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 東出委員。

東出委員 自分も町内会を預かっている 1 人なのですけれども、現在うちのほうは 2 戸くらいあるのですけれども、いま現在は空き家なのだけれども、本人に言わせれば「空き家じゃないよ、いままた帰ってくるんだ」と言うようなこともあるので、私もちょっとその辺躊躇したのだけれども、やはりそういうものはやはり省かなければならないだろうとは思っているけれども、その辺で今回私がゼロにしたのはそんなのも意見があったのですよ。

それに加えてあとは、本人は町内にはいないのだけれども、例えば年間の町内会費を払ってくれていると。ただ、これはちょっと危ないなというところもあるのだけれども。だから、ある意味では 2 軒空き家なのだけれども、空き家と称していいのかという部分で自分でクエスチョンマークが付くのもあるものだから、その辺ちょっと相談しなければならないと思ったのだけれども、現実そういう問題も発生しているのですよね。だから、その辺はあとで相談するのだけれども、ほかの町内会だって町内会長の判断でこれおそらく載せてきたと思うのだけれども、そういうような問題もあるので、その辺を区分けはしておいたほうがいいのかと思うのだけれども、どうでしょう。

（「関連」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 又地委員。

又地委員 町内会に頼むということは、町内会の役員が集まらなければならないのですよ、役員会とかを招集して。そして、例えば町内会長が 1 人で行ってここがどうのこうのと判断ができないでしょう。私はそうだと思うのです。町内会の役員に「実は町からこういう依頼を受けたので、とにかく役員会を開こう」と。そして「いついつ日にちを設定して、みんなでというか複数で回って見て歩こう」というようなそういう段取りをしないとだめなのですよ。これよその例えば泉沢だとか札苧が随分戸数が多いのだけれども、これどういう手順でやったかちょっと説明してくれませんか。

（「関連」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 佐藤委員。

佐藤委員 私は、空き家という判断をするのに、「3 年間誰も居住していない」と。そして「空き家として判断してもいい」というようなことを言われておったものだから、いつも

役員会も開かない、「会長の判断でこれは報告だけはします」と。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 千差万別なのですよね。ですから、ここにも空き家になっているけれども、例えば函館にいる子どもさんが「2 か月に 1 回状況を見に来ている」とかと言うのですけれども、客観的に町内会の部分の中では、「もうここに誰も住んでいないよね」という部分のものは全部この部分には今回載せております。ですから、あとからその部分、例えばこれから住所が函館だとかにおられるかたについては、「このような形なのですけれどもいかがでしょうか」というようなことも含めて、内部的な事務を進めてまいりたいというふうには考えています。

ただ、佐藤委員さんが言われたように、3 年間とか何とかというところもあるのですけれども、通常私どもの町内会にも管理は常にしているところでも「ここは誰も住んでいないよね」というところに「住んでいないよ」という部分を基準にしているところもありますので、その辺はまだきちんと整理はできていないということで了解をいただきたいと思います。

おそらくですけれども、私どもの町内会も役員会というのですか、町内会の役員を集めて、全地域の部分の中でそのような確認を取ってございます。

泉沢地区もおそらくそういうような形で一つ 1 軒ずつ潰して、このような形でリストアップしたと思われまます。以上です。

竹田委員長 吉田委員。

吉田委員 いま、空き家の基準についてちょっと話をされましたよね。私も思うのですけれども、たぶん空き家の基準となったらライフラインが止まっているというのがもう空き家ですよね。電気、水道、生活に必要なものがなければですよね。3 年だろうが何年だろうが、そうやって子どもさんが帰ってきて、電気も水道も常にきちんと支払ってやっているのであれば、これは空き家という見方になるのかと。そこら辺がどの判断いまちょっと迷っていたのですよね。だから、もうライフラインが止まっている家はもう空き家ですよね、住めないのですから、もうとっくに。だから、この辺の基準が何かすごい曖昧だなと思って見ていたのですけれども。その辺の見解、これから課長ももう少し基準のほうをとという形をしていますので、その辺ちょっと加味していただきたいなと思います。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 私もちょうと要望なのですけれども、先ほどちょっと話が途中になったのですけれども、まずをもって町民税務課さんが調べた空き家の適正管理に対する部分については、おそらく倒壊寸前危険時災害についての家屋をどうするかというのがほぼほぼメインだと思うのです。そこは当然ながら条例にしたがって、進んでいただきたい。ただ、私は同時に今回人口減少の庁舎内で各担当課長が所属ですか。プロジェクトの協議会も作られた中で、まだその進みが実際常任委員会の中でも話がされていなくて中身は見えていませんけれども当然、移住・定住にこの空き家を使っていくという話もメインの一つとして出てくると思うのです。そんな中、いまこの調べた段階で移住・定住について聞いたところ、副町長の答弁になってしましまして、そこはまちづくり新幹線課との調整をしていくと。調整していくのは当然のことなのですけれども、この調べた担当課こそが空き家をどのように使っていくかというメインの担当になるとも私は思っておりますので、大変片桐主査

についてはお忙しい思いをしたあと、さらにお忙しい思いをしていただくとお思いますけれども、早急にできるだけ早くこの③番と④番についての取り扱いを提言といたしますか、資料の明確化というのを進めていただきたいと思います。要望です。

竹田委員長 佐藤委員。

佐藤委員 今回の空き家対策については、いろいろな考え方があろうかと思えますけれども、私は一つはやはり環境が・・聴取不能・・ということと、災害がいつ起きたらどうなるかということを含め、そういうことをやはり最優先して・・聴取不能・・進むべきではないですか。そのあとに誰か住む人がいれば、これは幸いだと思えます。以上です。

竹田委員長 私からも前、決算だったろうか。本会議の中でも空き家対策で議論をした時に、やはりせっかく良い条例を作った。やはり町民サイドからすれば、町が条例を整備をして、①番のこういう家屋については、町がやってくれるという町民はそういう期待をしています。ですけれども、条例の中身を紐解くと、「そうではないよ」と。「あくまでも所有者ですよ」という。ですから、町が金額は別にして、危険な家屋に対する解体時の助成制度これを整備してもらいたいという、前回も要望していますけれども。

それと、③番目の住宅を活用するにしても、先ほど話題になっているように、中に荷物が入っていると。せめてやはり荷物の整理というか、それは町が援助するというそういう道も作ってもらわないとなかなかいまの人口減・移住対策に踏み切っても、なかなか一歩前に進まないという現象になるのではないだろうかと思えますから、その辺は内部でいま人口減対策の協議会で議論をしているようですから、その中でも十分その辺も踏まえて、新年度の予算に反映できればなというふうに思うところです。

ほかに皆さんから。

笠井委員。

笠井委員 いま委員長が言ったけれども、それこそ解体する中のものを運ぶとかそういうのに補助金を出してどうするのですか。そうしたら、まともにほごす人はいないですよ誰も。みんな投げておけば助成するのなら、誰もいないですよ。やはり自分のお金でやらせなかったらどうするのですか。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 副町長、例えば固定資産税はかかっていますよね、ほとんどは。町民税務課だから固定資産と税との関わりの中で、例えば家を壊して更地にすると税金は高くなりますよね。だから、せめてそういうところの減免だとかというものも考えてやったらどうなのですか。更地にしてしまうと税金が上がるのです。だから、「壊します」と、「壊していただく」ですね。壊してもらうためには、町として独自の減免措置をしてやるような何か条例か何か作ったらどうですか。私はいいと思うのだけれども。ただし、永久的ではなくて、何年間とかという方法をちょっと検討してみたらどうですか。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 ことし自民党のほうでいろいろと空き家に対する調査会ということを開いていまして、私達の入手する範囲では11月14日に空き家対等の推進に関する特別処置法案が衆議院を通過しているというふうにちょっと確認をさせていただきます。

その中には、いま又地委員が言われたように、財政上の処置及び財政上の処置等ということで、市町村が行う空き家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空

き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、必要な税制上の処置等の旨を記載されておりますので、若干ですが時期は年を越えるかもわからないのですけれども、具体的に私どもの手元のほうにいまその法案が入ってくるのではないかと思います。その法案を次の委員会にでも皆さんのほうに提示をさせていただきまして、その中について再度いまの問題についてお話をしてみたいというふうに考えてございますけれども、よろしくお願いたします。

竹田委員長 いま笠井委員から出されましたけれども、荷物の整理を全部行政がということではないのですよね、私が言っているのは。やはりどこかのやりやすい方法のいくらか手助けできる方法があるかどうか、その辺含めてやはり協議会の中で、十分議論してほしいという部分を検討してもらえないかということを出していることですから。

ほか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 12 分

再開 午後 2 時 27 分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

空き家等適正管理に関する部分については、ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、以上で終わりたいと思います。

どうもご苦労様でした。

説明員：大野副町長、木村産業経済課長、藤谷主幹、羽澤主査、堺主査、吉田主事
柏谷主事、大瀬町民税務課長、片桐主査

傍 聴：吉田 茂、相澤 梢

報 道：道新 菊池支局員

総務・経済常任委員会

委員長 竹 田 努